

徳島県告示第二百五十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和五年五月三十日

徳島県知事 後藤田 正 純

指定居宅サービス事業者	名 称	アースサポート株式会社
指定居宅サービス事業を行う事業所	名 称	アースサポート徳島
所在地	所在地	東京都渋谷区本町一丁目四番一四号
所在地	所在地	徳島市徳島町城内六番地の八二
サービスの種類	訪問介護	
廃止の届出の受理日	令和五年三月九日	
廃止の年月日	令和五年四月三十日	